

第 3 1 回長野県景観審議会議事録

平成 1 6 年(2004 年)2 月 1 3 日(金)午後 1 時 3 0 分から
長野県庁 議会棟 3 階 第一特別会議室

第31回 長野県景観審議会：議事要旨

日 時 : 平成16年(2004年)2月13日(金)午後1時30分から

場 所 : 長野県庁 議会棟 3階 第一特別会議室

出席者 :

- ・ 審議会委員 (12名)
 - 新 井 優 : 一級建築士
 - 市 川 美 季 : 情報誌編集長
 - 出 澤 潔 : 一級建築士
 - 上 原 修 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会副会長
 - 奥 谷 巖 : 信州大学工学部教授
 - 笠 井 篤 : 環境科学研究者
 - 唐 沢 彦 三 : 小布施町長
 - 木 下 徳 康 : 写真家
 - 久 米 え み : 一級建築士
 - 小 坂 保 司 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長
 - 滝 澤 かね子 : 環境デザイナー
 - 林 新一郎 : 岡谷市長

- ・ 長野県
 - 中 村 芳 久 : 住宅部長
 - 花 岡 隆 夫 : 建築管理課長
 - 伊 藤 袈裟秋 : 建築管理課調整幹兼課長補佐
 - 中 村 茂 弘 : 建築管理課景観形成推進幹兼景観係長
 - 小 林 良 文 : 企画局地球環境課まちづくり法制グループ 他

【資料】

- 1 . 屋外広告物禁止地域の指定(案)について
- 2 . 信州の美しく豊かな風景を育成するためのまちづくりに関する条例(仮称)要綱(案)について (概要2-1、要綱(案)2-2)
- 3 . 景観法案について

1 開会 伊藤調整幹

お待たせ致しました。

ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めます建築管理課調整幹兼課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに中村住宅部長よりごあいさつ申し上げます。

2 中村住宅部長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、公私とも大変御多忙のところ、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、日ごろから県の景観形成の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、心から厚く感謝申し上げる次第でございます。

本日、御審議をお願い致します案件は、「屋外広告物禁止地域の指定について」の諮問でございます。

屋外広告物条例に基づく禁止地域に指定がなされますと、一定の自己用広告物や地方公共団体が設置する広告物を除き表示が原則禁止となるため沿道の景観が保全されることとなります。

今回はお手元に諮問書を申し上げますとおり、佐久市における禁止地域の指定に関して審議をお願いすることになります。本日も審議の上、答申を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、報告といたしまして、先に審議会から答申していただきました景観条例の見直しについて、でございます。現在まちづくりに関する条例（仮称）要綱（案）等について検討しておりますが御報告させていただきます。

この景観審議会から御意見をいただいてそれを反映させていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御審議の程よろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 会議の成立 伊藤調整幹

それでは、これから会議に入ります。本日の会議は、委員15名のところ10名の方が御出席されております。長野県景観条例第24条第2項の規定により、会議が成立しています。

これからの会議の進行は、長野県景観条例第24条第1項の規定により、会長が議長になることになっております。それでは唐沢会長さんをお願い致します。

唐沢会長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

会長をしております唐沢でございます。

今日の会議にあたりましては、委員の皆様方には、それぞれ御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま部長さんの方からからのお話がございましたとおり「屋外広告物禁止地域の指定について」の諮問がされたわけであり、地域の特性を生かした、長野県らしい、より良い景観形成を推進するため有意義な審議が進みますよう、ご協力をよろしく願いたいします。なお過日景観審議会の中において景観条例の見直し等々のご検討をいただいたわけですが、これにつきましてまちづくり条例という形で、2月県会でご提案があるようです。

これらについての報告を聞きながら皆さん方で意見交換してまいりたいと思っております。一言もちまして御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いたいします。

4 議事

(1) 屋外広告物禁止地域の指定について (諮問)

唐沢会長

それでは、会議事項に入ります前に、本日の議事録に署名していただく委員を指名いたします。小坂委員さんと出澤委員さんをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。事務局から諮問がなされておりますので、「屋外広告物禁止地域の指定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

中村景観形成推進幹

景観形成推進幹兼景観係長の中村茂弘でございます。

始めに概要についてご説明します。

1枚目の資料をご覧ください。

今回、屋外広告物禁止地域の指定をお願いする路線は佐久市の新幹線佐久平駅の横を南下する国道141号線の一部と群馬県の内山峠に通じる国道254号線のバイパス部分の2区間でございます。

まず、図中中央の国道141号線の新たに指定をお願いする区間ですが、青色の区間(A～C)であります。その上に赤と黄色で示している区間につきましては、去る平成9年に禁止及び許可地域3.8kmを指定しており、今回の区間はその延長区間になります。

現在指定されている、禁止地域を赤い線で、許可地域を黄色い線でそれぞれ示してございますので、今回の指定案とのつながりなどを併せてご確認いただければと思います。

また、図中右下に青色で示された区間(D～F)ですが、国道254号線ちょうど「2

54号バイパス」と表示している道路のバイパスにあたり、平成15年3月に部分開通したことから禁止地域指定をお願いするものでございます。

この二つの路線はいずれも新規に建設された道路で、1枚目の写真にもありますが田園地帯を二分しており周囲には広大な田園地域が広がっております。

千曲川などの水辺の景観、佐久平の田園や既存集落群、北に浅間山とその山麓、南には蓼科山や八ヶ岳の稜線が眺望できる佐久市において代表的な景観を眺望できる地域に位置しております。

資料の2枚目をご覧ください。

国道141号線の御説明を申し上げます。

佐久市内を通る国道141号につきましては、平成9年に佐久平駅前から南に一部開通した際、主要地方道下仁田浅科線との交差点から、県道小諸中込線との交差点までの区間、3.8kmを両側100mについて禁止地域及び一部許可地域として指定しております。

今回の指定案はその延長区間で図中水色で示された、県道小諸中込線との交差点から佐久市道22-2号線との交差点までの区間1kmの両側100mについて禁止地域に指定するものでございます。

禁止地域の規制幅につきましては、既存路線の国道141号線が100mとしておりますし、平地を通る区間につきましては、道路からの眺望等を勘案して、幅を各100mとしております。

このたびの指定案に関しまして、地元住民及び市民への周知、市民からの意見聴取の状況等でございますが、市においては市民に対し「広報佐久」及び「FM佐久平」において周知を図ると共に、地元説明会を持ちましたが反対の意向等はございませんでした。

今回の地域指定により、新たに不適格となる看板等の状況でございますが、眼鏡店の看板、1件の不適格広告物がございます。これにつきましては今後3年の猶予の間に適法となるように、改修若しくは撤去が必要となってきます。

続きまして資料の3枚目をお願いいたします。

国道254号線バイパスについて御説明申し上げます。

国道254号につきましては、平賀地区において、人家の密集地、幅員狭小部の改良を図るためバイパス化され、計画3,320m中の今回は1,100mが今回初めて規制をする路線になります。平成15年3月に、滑津川にかかる滑津大橋から県道三分(みぶん)中込線まで開通いたしました。

今回お願いする指定案は同区間1.1kmの両側100mについて禁止地域に指定するものでございます。

禁止地域の規制幅につきましては、平地を通る区間でもあり、道路からの眺望等を勘案して、幅を各100mとしております。

このたびの指定案に関しまして、地元住民及び市民への周知、市民からの意見聴取の状況等でございますが、国道141号線と同様に、市民に対し「広報佐久」及び「FM佐久平」において周知を図ると共に、地元説明会を持ちましたが反対の意向等はございませんでした。

今回の地域指定により、新たに不適格となる看板等はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

唐沢会長

ありがとうございました。それでは今、ただいまの事務局のありました事項についてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(異議なし)

唐沢会長

それでは御意見もないようですので、この件につきましては諮問のとおり答申してまいりたいと思います。よろしゅうございますかね。

(異議なし)

唐沢会長

それではしばらく、これにつきまして時間をいただきたいと思います。
答申書を作成して答申して参りたいと思います。

平成16年2月13日 長野県知事 田中康夫 様 長野県景観審議会会長
唐沢彦三 屋外広告物禁止地域の指定について 答申 平成16年2月13日付け建
第577号で諮問のありました屋外広告物禁止地域の指定については、諮問の通りで異
存ありません。

(会長から部長へ手交)

中村部長

ただ今は、屋外広告物禁止地域の指定について異存のない旨答申いただきありがとうございました。今後、答申に基づき規則改正の作業を進め、すみやかに施行されるよう努めてまいります。

(2) まちづくりに関する条例(仮称)要綱(案)について(報告)

唐沢会長

それでは議事2のまちづくりに関する条例仮称要綱案について事務局から御報告お願いいたします。

小林企画幹

企画局地球環境課まちづくり法制グループの小林と申します。昨年10月10日に当グループ結成されまして、当審議会6月18日に答申いただきました景観に関する条例の改正という答申内容を踏まえまして、建築管理課の方々と一緒に議論してまいりました。2月議会に向けて今、条例提出準備をしております。

今回お配りしてあります資料ですけれども、資料の2-1と2-2。事前にお配りしてあります資料ですと資料1-1と1-2という形になってございますが、こちらのほうで御説明させていただきたいと思っております。

この資料は1月21日から2月6日までパブリックコメントを行いまして、ホームページにも掲載、それから県庁の行政情報センター、地方事務所の行政情報コーナーでも御覧いただけるようにしてありましたけれども、その時に使っていた資料であります。

現在、資料の2-2の要綱案をもとに、法規的な表現とか最終的な詰めを行っている段階で、これに伴い2月議会の方に出していこうと思っております。

それでは資料の2-1に基づきまして御説明をしたいと思います。

全体的な構成を先に御説明しますと、まず1ページ目に制定の背景と条例案の特徴ということで記載してございます。それから2枚目・2ページ目ですけれども、条例の具体的なイメージを図とフローチャートという形で説明した資料になっております。それから3ページ目ですけれども、この条例は景観条例の改正的な位置づけの条例になりますので、Q&Aという形で、分かりやすい表現でまとめたものが3ページ目ということになります。次のページをめくっていただきまして、4ページ目に、こちらの方が具体的に景観条例と新しい条例の比較という表を示してございます。それから5ページ目に、昨年6月18日当審議会の答申を今回の条例案にどの程度反映させていただいたかという資料になっております。こちらの方につきましては酒井の方から御説明をしたいと思います。

それでは私の方から今の資料の1ページから4ページにかけて御説明したいと思います。

信州の美しく豊かな風景を育成するためのまちづくりに関する条例（仮称）でございます。この条例名につきましては若干長いという御意見もあつたりしますので、少し縮める方向で今検討しております。信州の美しい自然環境や地域の人々により育まれた歴史・文化等に配慮し、長期的かつ総合的な視点に立ちながら、コモンズの意味によるまちづくりを進め、五感に訴え優れた景観を育成し、次世代に引き継ぐことにより、信州に暮らす人々の心豊かな生活を実現するための条例ということで考えております。

制定の背景でございますが、まず1つ目には、大切に守り育てられてきた信州の豊かな自然や美しい風景が失われつつあるといったことがあります。それから、まちづくりの中心となるべきコモンズの意味を活かしたまちづくりを進めるための制度の整備が必要であるということがございます。それから3番目に、信州に暮らす人々の心豊かな生活を実現するため、五感を通して人々の感性に訴えかけるまちづくりを進めることが必要とされていると、こういったような背景を踏まえまして今回の条例を検討してきております。

条例案の特徴でございますが、まず1点目にマスターアーキテクト制度というものを位置づけました。これは景観というものは、規制・育成にあたって、ある程度数値的な基準というものが必要であるといったことは確かではあるのですが、必ずしもそういうものだけでは判断しきれない面があるという問題意識に基づきましてそういった面に関して、高度な知見と優れた感性を有する方からいろいろ助言をいただきたいということでマスターアーキテクト制度というものを考えております。

2点目に大規模行為に関する届出制度ということでございますが、この具体的な規模の基準につきましては現行の景観条例と同程度の規模というものを想定しております。具体的に申し上げますと、建築物ですと例えば13メートルを高さで超えるもの、土地の形質変更でございますと3,000平方メートルを越えるもの、これは現在の景観条例と同じ基準で考えております。

この届出制度に関しまして、現行の景観条例ですと最終的には勧告それから公表という所までなんですけれども、今回はもちろん件数的にはごくごく例外的なケースになると思うんですけれども、最終的には命令さらには罰則というところまで踏み込んだ形の制度を設けたいというふうに考えております。

それからまちづくり推進地区制度でございます。これは現行の重点地域に相当するものというイメージで考えております。ただ現行重点地域というのが若干広めの地域を指定しておりますので、そのままのエリアで移行するということではなくて、できれば地域を見直しという形で、少しコンパクトな形がいいのかなというふうに考えております。

それからその次に更に特定推進地区制度ということでございますが、これはまちづくり推進地区の中に更にエリアを限りまして、住民の方々が、これは3分の2以上という条件を作りたいと思うのですが、住民の方々が提案をして、その提案に基づいて具体的な規模とか景観育成の基準を定めるといようなことを考えています。これは commons の意思を表現したといった発想でございます。

それから一番下でございますけれども、景観資産の指定ということで、これはエリア指定による景観保全、景観育成ということだけでなく具体的に建造物とか樹木、更にはもう一つ考えておりますのは眺望点、風景を眺めるのに昔からここから眺めると風景がいいというような、例えば句碑が建っているとか、歌碑が建っているというような場所があるかと思えます。そういった場所も景観資産として指定していきたいと思えます。

めくっていただきまして、今申し上げたことを分かりやすくまとめてみたのがこの図であります。

まず左上の図ですが先ほど大規模行為の届出といったことに関連しまして、まず全県で一定の基準を設けて大規模行為の届出制度を設けます。これに関しましては最終的には命令・罰則までいくという制度でございます。

右の方に進みまして県域の中に一定の地区を設けて推進地区というものを設けます。それで大規模行為の届出という枠が右の方と下の方に広がっておりますが、右の方に種類が広がる、下の方に規模が引き下がるといった具合にイメージしていただくと分かりやすいと思うのですが、推進地区内におきましては、全県一律の大規模行為の届出に比べて、種類も増やし更には規模も引き下げると。なおかつ審査基準に関しましても若干強化したいというふうに考えております。

更に右に進みまして特定推進地区ということでございますが、またその特定推進地区に比べて更に右と下に枠が広がっております。これは更に種類を増やし、規模の引き下げもできるようにしたいという考えでございます。

それから、全県域にわたりまして景観資産の指定制度というものがございます。

それから現行、景観形成住民協定というのがありますけれども、この住民協定制度につきましては引き続き引き継ぐような形にしたいと考えています。

それから、それぞれのエリアでも基本的な計画ということで全県をカバーするものとして、まちづくり基本計画というものを定めます。

それから推進地区内においてはまちづくり推進地区計画というものを定めたいと思います。

更に特定推進地区におきましては住民の提案によりまして中での計画を定めていきたいというように考えています。

今説明申し上げました枠の右側に、推進地区の概要という枠がございます。まず推進地区の指定でございますが、最終的には知事の指定ということになるわけですが、これは現行景観条例の重点地域ですと知事の指定というだけの決まり方になっておりますが、今回はそこに市町村からの申し出の制度、更には住民からの申し出の制度というものも追加になっております。推進地区に指定されますと、その中で推進地区計画というものを策定いたします。この推進地区計画において規模とか色々な基準を具体的に定めて、最終的には規則に落として、常に県民の方が御覧になれるような状況にしたいと思うのですけれども、計画に基づいて規則に定めるというようなことを想定しております。

もう1つ下に行きまして、特定推進地区の認定ということで、先ほども申し上げましたように推進地区の中で3分の2以上、これは人数においても、土地の所有の面積においても3分の2以上という要件を定めておりますけれども、そういった方々の発案によりまして、まず協議会を作っていただくということで、さらに協議会の中で区域計画というものを提案していただいて、それを知事が認定することによりまして、その協議会で作っていただいた、住民の発議による計画の中での基準というものを県が届出の中で活かしていくといったことを想定しております。

全体のちょっと下にいきますと、大規模行為等の手続きの流れというフローがございます。これは今申し上げました推進地区内における対象行為、特定推進地区内における対象行為も同じ流れで考えております。

まず事業者の方から県に大規模行為の届出をしていただきます。これは今回の条例案の中では届出につきまして、概要の公表、それから届出書の閲覧というものも新たに考えております。こういったことに基づきまして県民の方から意見をいただくということも考えております。更に一番右の方に市町村というものがございますが届出の写しに関しまして市町村に送付をして、それに基づいて市町村から意見書を出していただく。これにつきましては県から事業者の方に送付をするということになっております。

それで県がその事業の内容につきまして助言・指導するという場面が想定されますがこの際には右から2番目のマスターアーキテクトという所に意見というものがございましてけれども、原則的に県が助言・指導する際にはマスターアーキテクトの意見を踏まえるということにしております。何も問題なければ通知を行いまして事業ができるとい

うことになるのですが、何か問題がある場合に事業者の方に対して、勧告、更には命令といった場面が想定されるわけですが、最終的に命令を出す場面におきましてはマスターアーキテクトの下にまちづくり審議会というものがございまして、特に命令の場合には審議会の意見をいただくといったことを考えております。その考え方といたしまして、色々な場面で方向性を示す、こうした方がいいという方向性を示す場面においてはマスターアーキテクト。それから命令を出しますと最終的には罰則というところに行くわけですがこれはある意味事業者の権利を制限するということになりますので、個々に関しましてはまちづくり審議会にチェックをいただく、といったような考えで整理してあります。

それで、もちろん勧告・命令に関しましては事業者の方に反論の機会を与えています。最終的に従わない場合に公表と更には罰則というものを用意しております。

それから右の方の図のイメージですけれども、推進地区と今回新たに設けました景観資産というものの組み合わせのイメージを図で示したものです。

まず一番上に今回の特徴としまして、景観資産に関しまして先ほど申し上げたように、眺望点というものも指定していきたいという考えでいますので、その眺望点と、もちろん見られる側にも景観資産があるということで、そういったものを結び合わせた推進地区のイメージといったものが一番上の図になっております。

それから、真ん中にありますのがごく一般的な景観資産全体をカバーした推進地区といったイメージでございます。

それから一番下に、これは道沿であるとか、あと川沿いであるとか、そういった線の周辺といいますか、線をはさんだ形で規定するといった形もあると思いますので、そういったイメージを図で示しております。

それから、もちろん景観資産としては指定されたけれども周辺の地域が指定されていないという形でも、単独での景観資産の指定ということもあると思います。また景観資産に関しましては景観資産独自のいろいろな指定制度というものを考えていきたいと思っております。

次のページにいきまして、QアンドAの形で景観条例の比較を書いているんですが、これはパブリックコメント用に用意いたしましたので分かりやすいということで載せてございます。後ほど御覧いただければと思います。

次のページにいきまして、こちらの方に詳しく現行景観条例との比較を載せてございます。こちらのほうで御説明したいと思っております。

まず景観の考え方ということでございまして、景観といいますと基本的には視覚が中心になるということだと思っておりますけれども、今回、特に五感に与える心象といったことをあえて定義のところに入れていきたいと思っております。もちろん五感といいたしてもなかなか規制の基準を具体的に定めるという事にはならないと思っておりますので、規制の基準に関しましては、先ほど申し上げましたように規則の方でしっかり決めていきたいと思うのですが、必ずしも視覚だけではないということを強調する意味であえて定義のところであえてこういったような表現を使わせていただきたいと考えております。

それからマスターアーキテクト制度でございますが、これは先ほど御説明しましたが、主として方向性を示す場面ということで、基本計画、これは県全域の基本計画もそ

うですし、地域を規定した場合の地域の基本計画、その策定の場面で助言を預かる。更には具体的な届出に関する助言・指導をする場面での意見をいただく。主に方向性を示す場面でのマスターアーキテクトという形で考えております。

それから地域の意志の反映ということでございますが、現行の景観条例ですと景観形成重点地域の指定の際に意見書を提出していただくということ。更には重点地域の景観形成計画の決定の際に意見書を出していただくという制度がございますけれども、具体的な届出の場面といったところでは特に条例上の制度化はしてございません。それを今回は、基本計画の策定時、更には先ほど申し上げましたよう、具体的な個々の届出の場面、それから推進地区の指定、更には特定推進地区での提案制度、あらゆる場面で地域住民の皆様の意見を反映できる機会を設けたいと思っております。

これに関連しまして、地域住民の皆様の意見を出していただく前提として、当然、情報を提供しないと意見は出てこないということで、情報提供の拡充ということで、次枠でございますが、もちろん基本計画とか、そういう場面では情報提供していくわけなんです。更に具体的な個々の届出に関しましては、概要を公表します。これは公告を考えてます。公告に関しましては原則は地方事務所の掲示板への掲示、場合によって、特に大規模なものは県報への掲載ということも考えられるわけなんです。ただ実際問題としまして、掲示板とか県報というものを御覧になっている県民の方がどの程度いらっしゃるのかというと、実際にはほとんど方が見ていらっしゃらないということだと思います。それで標識の設置の義務付けというものを考えております。これはある意味ではアナログ的な手段かもしれませんが、何かが行われる現場で標識が立っていると、周辺の住民の方がそこで何かが行われるということに気がつく最も効果的な方法ではないかと考えて、届出前に関する標識の設置の義務づけ、というものを考えております。さらに具体的な内容を知りたい方に関しましては、届出書類の閲覧制度を設けまして、閲覧をした上で意見をいただけるようにしたいと考えております。

次に大規模行為に関する届出制度の対象規模ということでございますが、これは先ほど申し上げましたが、現行の景観条例と同等の規模を想定しております。建物でいいますと高さが13メートルを超える場合であるとか、建築面積が1,000平方メートルを超える場合、それと形質変更ですと面積が3,000平方メートルを超える場合といったものを想定しております。

種類の中で一つ増えていますのが木竹の伐採というのが今回新たに設けられました。これは木竹の伐採の場合であっても何らかの景観上の影響がある行為があるのではないかと想定してっております。ただ、林業経営にともなう伐採であるとか特に間伐であるとかこういったものをすべて届出対象にしたとしても、實際上景観に対する影響というのではないと思っておりますので、届出対象にした上で影響がないという判断をするのではなくて、最初から除外すべきものに関しましては、規則の中で適用除外といった形を考えていきたいと思っております。

それから地区・地域の指定制度でございます。これは現行の景観条例では景観形成重点地域というのがございます。これに相当するものとしたしまして、まちづくり推進地区制度というものを今回考えております。これにつきましては先ほども申し上げましたように、現行の重点地域よりこの段階で少しエリアを絞ったほうがいいのかなというこ

とも考えております。更にその中で、一定のエリアに対しまして、まちづくり特定推進地区制度というものを設けようと考えています。なお現行の景観形成重点地域でございますが、これも自動的にまちづくり推進地区制度というものに移行するということになりますと、例えば土地の形質変更ですと300平方メートル以上のものが届出対象になってきまして、これが新たな制度に自動的に移行して、そういったものすべて命令・罰則ということになると非常に、一気に厳しいものになってしまうということで、これはできないということで考えております。逆に300～3,000まで現行では、届出があり少なくとも勧告まではできたものがまったくなくなってしまうという事もおかしくなる話になってしまいますので、その300～3,000の間につきましては現時点での扱い、届出をしまして勧告まで行う制度を、経過措置を設けまして、当分の間そういった運用していくようにしたいと考えています。そうしてできるだけ早い時期にまちづくり推進地区制度というものに、新たな手続きを踏まえた上で移行していくといったようなことを考えていきたいと思っております。

それから住民協定制でございまして、これにつきましては現行の景観形成住民協定、これをそのまま引き継ぐ形にしたいと考えています。ただ、これはもちろん住民協定というのは住民の方々の意思が、ある程度合意がなされている地域だと思っておりますので、出来ることなら、上の段にございまして、まちづくり特定推進地区制度というものに、もちろんその前提として推進地区の指定が必要なわけなんですけれども、そういったものに結びつくような形にできればいいのかなというふうに考えています。

それから、県民の提案制度というものを考えました。これにつきましては20歳以上の県民50名以上の方から共同提案されたまちづくりに関する提案につきましては、少なくとも知事が県民から意見を求める、ということをして制度化しました。これは最低、例えばホームページに掲載して、他の県民の方の意見を求めるといった形が考えられると思います。もちろん内容によりましては更にいろいろな集会を開催するとか、色々な形で意見を求めて、最終的にはそれを県政に反映させていくというふうに考えています。ただ逆に49人以下だと無視するというわけではございませんので、これにつきましては、現行のホットラインとか知事へのメールとかありますので、当然まちづくりに関して、景観育成に関して反映すべき提案がございましたら、それは考えていかなければいけないものと考えております。ただこれら50人以上からの意見があった場合には、必ず県が何らかの手段でこの方からの意見を聞く機会を設ける、といった規定でございまして、

それから届出・審査の手続きということですが、これは先程申し上げてますように、今までは勧告・公表までだったものを命令、最終的には罰則というものを考えております。これは実際問題罰則までいく例というのは非常に少ないのではないかとこの前提で考えてます。もちろん景観育成というのは住民の方々の合意によって、合意形成も県とか市町村がある程度誘導して合意形成をして、皆さんの意思の合意のもとに進めていくということが大原則だと思っております。ただ本当に景観に支障があるようなものを色々な住民の方の意見を無視して強行しようという方が万が一いらっしゃれば、最終的な手段としては勧告・公表ではなかなかそれは実効性がないということで、最終的な手段として命令さらには罰則というものを今回は考えております。

それから、その他ですけれども、義務規定としまして、これは責務ですのでそこから

すぐに何らかの強制力が生じるということではないんですけれども、責務としまして、設計者であるとか施工業者の方々にも職業的専門家としての責務を果たしていただきたいという意味で、責務規定を設けてあります。

2 - 2 の要綱案につきましては、こちらでの説明を省略させていただきますけれども、現在パブリックコメントでの御意見、先月27日と29日に長野、松本で市町村の担当者の皆さん、それから県の建築課の担当者を対象にしまして、約200数名の方を対象に説明会を開催しました。そこでも合計で40数件の御意見をいただいています。それからパブリックコメントでも26名の方からたくさんの御意見をいただいております。そういった中で御指摘のあったことも踏まえて、更には法規的に若干表現的におかしな部分もこの段階ではいくつかございましたので、そういったことの整理も含めて、現在最終の詰めをしております。そういった詰めをした上で、2月議会に提案していきたいと考えています。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

酒井企画員

建築管理課景観係兼地球環境課まちづくり法制グループ酒井でございます。私の方からはまず、資料2の1の最後のページ景観審議会答申のまちづくり条例への反映についてという資料から説明申し上げます。

景観審議会では一昨年の9月、この委員の皆様によります審議会の発足と同じ日に「景観条例の見直しについて」諮問申し上げ、以降3回の審議会と2回の部会を開催いただき、昨年6月に「景観条例の見直しについて、長野県の景観施策のあり方」として答申を頂きました。答申では基本理念、目的、施策の方向、具体的施策、効果、そして条例見直しの方向を提言いただいております。この資料では、条例見直しの方向性として提言いただいた4項目について、それがどうまちづくり条例に反映されたか、ということを説明申し上げます。

1番として開発行為に係る住民参加、情報公開を保障した事前協議プロセスの明文化でございます。先程説明申し上げた条例の内容とダブることとなりますが、かいつまんで申し上げます。大規模行為が届出された旨の公告や、届出に係る書類の30日間の縦覧などの情報公開を保障しました。また、独自の届出規模や景観育成の基準を定めることができるまちづくり推進地区の制度を設けるなど、住民参加を積極的に促進します。また、事前協議プロセスにつきましては、景観に対する配慮を含めた総合的な事前調整ができる制度の条例化を別途検討しております。

2番目に価値観の共有のための誰もが美しいと思うものの概念、美の概念の明文化ですが、これは、景観資産の指定制度を設け、眺望対象やその背景、前景の保全など、誰もが美しいと思う事例を指定するものでございます。また、明文化というご提言につきましては、まちづくり基本計画の中での文章化を検討していきます。

3つめは、アドバイザーの派遣など、住民参加による合意形成、地域ルール支援の制度化でございます。アドバイザーをマスターアーキテクトとし、知事が任命することとしました。また、まちづくり推進地区の指定や推進地区計画の決定などの方向付けに際し、マスターアーキテクトの意見を踏まえるなど、住民参加による地域ルールの策定を

支援します。

最後 4 番目です。県における基本目標、指針の設定による市町村の景観施策の支援、誘導でございます。基本目標として、知事は県が目指すまちづくりのあり方として、基本計画を定めることとし、県の責務として市町村が実施するまちづくり施策に対して助言や支援を行うこととしました。

答申の条例への反映については以上でございます。

次に資料 3 をご覧ください。景観法案についてでございます。景観法案は、去る 2 月 10 日火曜日に閣議決定されまして、今国会に提出されます。成立は 5 月から 6 月を見込んでおります。現段階では、閣議決定がなされたばかりで政令や細部については、国から説明がなされておられませんので、資料 3 に基づいて要点を説明申し上げます。

まず 2 枚目のカラーのペーパーをご覧ください。基本理念、市町村による景観計画の作成とあります。原則は市町村となっておりますが、景観行政団体という新しい用語が出てまいります。黄色の四角の中が景観計画区域です。施策の大元の計画で第一段階の規制と言う事になります。この区域では、建築物の建築等に対する届出勧告を基本とした緩やかな規制誘導がはかられることとなります。この区域においては、景観協定や景観重要建造物といった施策もとられます。そしてオレンジ色の部分をご覧ください。景観地区ということで、都市計画法の地域地区として新設されます。これは、言わば第 2 段階のより積極的に景観形成を図る地区でございます。この景観計画の区域に景観協議会や景観整備機構というソフト面の支援が図られることとなります。

1 枚目に戻っていただき概要について申し上げます。1 の景観計画制度の創設でございます。景観計画の策定ですが、景観行政団体が策定することとされております。景観行政団体は、都道府県と政令指定都市、中核市、知事と協議して知事が同意した市町村ということになります。

の景観計画区域内における行為の規制でございます。計画区域内の建築物等の建築等については届出、勧告による規制を行うことができ、景観行政団体の長は条例を作ることによって変更命令を出すことができることとなります。違反には 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金が科せられます。

景観重要建造物でございます。計画区域内の景観上重要な建造物を指定し、増改築などの現状変更を許可制にするものです。建造物の他、樹木も指定し同様の措置がなされます。

、景観重要公共施設の整備でございます。景観計画に定められた道路、河川等の景観重要公共施設については、景観計画に定める基準をそれらの許可基準に追加できるということでございます。道路、河川の占有許可の基準となるということです。

の景観農業振興地域整備計画でございます。市町村が景観計画区域内の農業振興地域に景観農業振興地域整備計画を定め、景観に即した土地利用について勧告することができることとなります。

自然公園法の特例では、景観計画に定める基準を国立公園等自然公園法の許可の基準に追加できることとなります。

景観協議会です。景観行政団体は関係行政機関や関係団体、住民からなる景観協議

会を組織し、協議が整った事項は尊重しなければならないということです。

次、景観地区計画でございます。都市計画法に基づく地域地区に景観地区を新たに設け、建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度を定めることができることとなります。さらに、市町村の条例で工作物の建設、開発行為等について必要な制限を定めることができることとなります。4つ目の黒丸は都市計画や準都市計画以外の区域の景観計画区域でも、景観地区に準ずる制限を定めることができるということでございます。

3番の景観協定の締結でございます。景観協定は、全員の合意のもと、景観行政団体の長が認定し、内容は区域や建築物の意匠形態の基準等が盛り込まれることとなります。

4番の景観整備機構でございます。これは民法法人やNPO法人を指定し、例えば景観重要建造物の管理などを行ってもらうものでございます。

なお、景観法は5月から6月までの間に公布の見込みで、公布から6月以内に施行、但し景観地区の規定は1年以内に施行とされています。

次に景観法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律でございます。3枚目をご覧ください。景観法の施行に伴って、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法が一部改正になります。大まかには4枚目をご覧ください。都市計画法及び建築基準法の改正では、景観地区の追加、建築物の形態規制の合理化が図られます。景観重要建造物では、斜線制限の緩和や建ぺい率制限の緩和など写真でご覧の通りでございます。

屋外広告物法の一部改正でございます。これでは、主に屋外広告物法の許可対象地域は、現行では市と人口5000人以上の市街的町村とされていましたが、この条件が撤廃されます。また現行制度における簡易除却制度の貼り紙と貼り札、立看板にご覧の赤でくくってありますベニヤ板、広告旗等が追加になります。さらに、屋外広告業の登録制度が創設されます。景観法と関連法についての説明は以上でございます。

唐沢会長

それでは、今まちづくり条例等の要綱等に関する説明があったところですが、国の法案等の説明も含めて、御意見なりご質問があればお願いします。

笠井委員

まちづくりに関する条例、新しい条例が要綱としてここへ出てきたのですけれども、今まで景観条例の改訂という検討の段階で、話題にはなったと思うのですが、今回新たに新しい条例で出てきているということは、県の今の景観条例の見直しと、見てみますと重複しております。重複というよりむしろ同じものではないかという気がするのですが、なぜ新しいまちづくり条例を作らなければならないのか、その辺の説明をきちんとしていただかないと理解できません。

本来まちづくりというのは景観条例改定の議論の時にもありましたが、本来は市町村の単位でもって行うのが本来のまちづくりではないかと、私は理解しております。現実にその方向でまちづくりは進められてきたと思います。その関係で要綱を見ましてもよくわかりません。

県がまちづくりをどういう形でもっておこなうのか。景観条例を改定中でありながら、新しい条例が同じような性質で出来るのか。この辺を説明して欲しい。

唐沢会長

はい、説明してください。

小林企画幹

今回の条例につきましては、位置付けとしては、新条例という位置づけでございますが、中身としては景観条例の改正という形になります。

もちろん手法として景観条例を名称を含めて改正して継続性を持った手法もありますし、今回考えているのが中身的には引き継ぐ形になるが、新しい条例を作って景観条例を廃止するという手法をとります。

唐沢会長

景観条例を廃止するということですね。

小林企画幹

はい。同じような物が二つあるということではなくて、新しい条例が出来たところで景観条例を廃止するということです。

唐沢会長

はい。どうぞ。

笠井委員

もしそういうことでしたら、このことはもっとも大事なことなんですよね。今まで景観条例があった。景観条例が時代とともに現状と合わなくなった。新たなまちづくりということも含めて景観条例を改正しようという作業が続いてきたわけですからこの審議会です。

それで、そっちを廃止してこの新たなまちづくり条例を作るというのであれば、最初にそのような説明が必要ではないのでしょうか。

条例を廃止して吸収するなりするのでしたら、この辺を整理していただかないと整理できませんよね。

小林企画幹

この辺の説明をしっかりとしなかったのが、今説明したように景観条例の中身を引き継いだ条例を作りたいということなんですけれども、手法といたしまして景観条例の改正案として行うやり方もありますし、1回そこで廃止して新しい条例という、手法として2つあるのですけれども、今回中身的に改正の内容が大きいものですから、第何条、第何項が変わるという作業ですと、かえって複雑になることから、新たに条例を作り、景観条例を廃止という手法をとらせていただきました。

中身的には改正という捉え方でかまわないということです。

笠井委員

そういうことでしたら、そういう形でもって、この審議会にお出しただかなければ。現行景観条例を改定するのと、新しいまちづくり条例をどうするか、という検討は平行しているということになりますか。

小林企画幹

あくまでこれは、一つの手段であります。

笠井委員

すでに事務局の方で、景観条例の改訂はやめて、景観条例を廃止して新しいまちづくり条例へ移行するという基本方針があるならば、その線で条例を作っていかなければ混乱するのではないのでしょうか。

唐沢会長

はい、部長

中村部長

ただいま、笠井委員のおっしゃることも、最もと思いますが、私が最初に御挨拶したときに言葉足らずだったかもしれませんが、確かに1昨年の9月から当審議会で、景観条例が10年を経過し時代遅れの感があるということで、審議をいただいておりますが、昨年の6月に、こういう方向で現行の景観条例をこうしたらどうか、ということで答申をいただきまして、先ほど酒井が説明した4点を含めた答申をいただきました。

これを受けて県ではどうしようか、ということになったとき、景観を含めてもっと広いものを含めた条例を作ろうということで、仮称ではありますが、まちづくり条例となってきました。

その中に景観の大部分が、先ほど説明を申し上げましたように景観条例で規定していたことが全部入りました。なおかつ新たにまちづくり条例として考えられたことが出てきました。

その為に今、小林が申し上げましたように、手法としては景観条例を改正するという方法と、新たにまちづくり条例を制定して、それに伴って景観条例を廃止するという2つの方法がある、というふうに申し上げたわけですが、私どもとすればこの景観審議会の中でまちづくり条例を御審議いただいて行うということも一つの方法ですが、まちづくり条例というのは、先ほど小林が自分の所管を申し上げましたように、企画局というところで、まちづくり条例に関して今、策定作業を進めております。

当然その中の大部分は私どもの景観条例の中身が占めていますから、私どもの職員もそこに参画してまちづくり条例を作っているわけですが、役所の所管ということで申し訳ないのですけれども、新たにまちづくり条例をつくります。

その中に私ども審議して来たり、皆さんに審議をお願いをして来た景観条例の大部分がまちづくり条例の中にそっくりそのまま入ります、という事なもんですから、この審議会ではまちづくり条例に関しての審議は報告ということで申し上げて、先ほど最初の

あいさつの中でも申し上げましたが、十分御意見をいただいて、まちづくり条例を作っている部署に私どもお伝えして、まちづくり条例の制定に役立てていきたいと考えております。

したがってまちづくり条例が出来たときに、景観条例が廃止ということになりますので、それを中心としてやって参りました景観審議会にその経過を報告して御了解を得たいということでもあります。

したがって、その経過についてもう少し本当は最初にお話申し上げたときに、こういう改正の方法もあれば、新たに条例を作って景観審議会がなくなるという2つの方法があるということ、御説明しなければならなかったかもと考えますがこのような経過であります。

唐沢会長

今、部長からお話あったとおりですけれども、笠井委員さんがおっしゃったとおり、景観審議会という形で景観条例の諮問があったんですね。改正に対する。

それで答申もされたんです。私もそれは十分承知しています。答申以降において、この内容がそっくり入るからまちづくり条例ですよということを、私は個人的には聞いていたんですけれども、審議会としては、今日したがって初めて、御報告という形で出てきたわけですからね。

なるほどおっしゃるとおり審議を我々がした課程と、条例案の原案が出てきた段階ではあまりにも名前が変わりすぎて来た、ということと、今、笠井さんがおっしゃったとおり、まちづくりというのは審議過程の中において市町村が中心になってやるべきであると、これもまた、そのとおり出てきたわけですよ。

それから、ここらの辺がこの後もし議論するということであれば、市町村等の条例をどのように促進をしていくというか、指導していくかということも大切なことだと思うんですけれどもね。

御意見ございましたらどうぞ。

笠井委員

私の方からで申し訳ないのですけれども、景観の部分に非常に大きく関わる条例が、なぜ景観条例の改定の段階で出てこなかったのか。

他の審議会で審議されているわけですね。まちづくり条例というものは。これはお役所の縦割り行政の結果だと言ってしまうとそれまでなんでしょうけれども、これは非常に理解しにくい点です。

しかも非常に大きな景観条例そのものがまちづくりに関する条例にそのまま入るような話なのに、今日説明を受けただけでは非常に理解できない。今後もこの問題はかなり議論しなければならないのではないかと思います。

さっき、会長もおっしゃったように、まちづくりそのものは市町村が核にならなければいけないはずなのに、基本条例そのものというのはいいかもかもしれませんけれども、個々のケースにどう対応していくのか。条例ですから、個々の市町村に対してどういうことであるのかということも、見えにくいし理解しにくい。

唐沢会長

はい。出澤さん

出澤委員

笠井先生の御意見はよく解るのですが、このまちづくり条例を拝見して、私たちがずっと話し合ってきたことが十分盛り込まれている内容ではないかと思っています。

私はこのまちづくり条例に、2・3御意見申し上げたい部分があるわけですが、全般的には非常に、いわゆる目で見える景観から更に進んでいること、それから景観とは財産であるというような視点から経済的な誘導に対応しようということは、私はこの内容については良いなと思っております。

唐沢会長

はい。新井さんから

新井委員

飯田市でも景観市民会議をいま開きまして、市の景観条例の制定に向けてやっている会議で、私と木下さんも出ているのですけれども、その中で出した問題で、国の景観法であり、県の景観条例ないし、まちづくり条例があって、これに市が加わってきた時に、内容が何を見ていいのか分からなくなる現実がありますが、今日見せていただいた国の法案についても、県と多少違いがあってこの審議会の特別委員で確か話をしていたのですが、都市計画区域と景観の方をうまく絡ませられないかなと言うことが出ていたのですが、一気に国に持っていかれたというような内容になっています。

少しその辺を、いま出ましたまちづくり条例を見させていただくと、住民の意思の統一がないと大規模行為以外はなにも始まらない、みたいな話が基本になっていますから、その辺の意見もあって、サポートを市の役割、県の役割、国の役割を少し明快にしないとわかりづらい。

それと基本的に市にもお願いしたのですけれども、県のまちづくり条例より市が厳しいものをつくれれば、それが基本的なまちづくりの約束となるということをいただいたが、それでいいのかと言うことと、そうすれば市の方を厳しいものを作ってやれば、一般人には分かりやすいという話をしました。

法律も三本立てになっていて、一般のまちづくりをしようとして、そこに住んでいる人たちは一体何を見て、自分たちは方向性をきちっと出せばいいのかということが分かりづらくなっているのではないかと、というのが現実ではないか。

今日もらった資料はよくできていると思うが、将来に対するまちづくりの約束としての条例と併せて、地域で創意を持っていくとかというフォローの部分も厚くしてほしい。

唐沢会長

はい。小坂委員

小坂委員

笠井先生がお話になっていることは、基本的な問題で中身の問題でないと、私は理解しております。そして同じ知事が景観条例の見直しが必要だという諮問をされて、議論の中で小委員会まで作って答申した。その答申の中身が大きくなって4項目あったという中で、これがこのように活かされておりますというのであれば、なおさらのこと景観条例の見直しということでもいいわけで、この辺の基本のことは私も同感でございます。中身は問題じゃない。中身はいろいろありますが、その辺をしっかりと協議に立って、いま部長からは御説明ありましたけれども、やや私も理解ができないという所が、そこでございます。幾分違うのではないかという感じがします。

唐沢会長

ほかに

笠井委員

今日出されました、まちづくりに関する条例要綱の中身そのものはいいかもかもしれませんけれども、だからといって、今まで景観条例でもこれと同じ事を議論してきたわけですよ。しかも知事からも諮問があって答申を出したわけですから。中身の議論してきていながら、景観条例はいいんだ、あっちの方だと、これでは通らないと思うのですが。

唐沢会長

はい。部長

中村部長

この件に関しては、私先ほど言葉足らずだと申し上げたんですけれども、景観条例は景観条例としてあります。で新たにまちづくり条例を作ります。その中に全部入ってしまうものですから景観審議会に掛けて、この条例をこのように改正しますよ、という手続きはいまのところってはいません。

しかしこのようになりますので答申いただいたことを、この中にこのように盛り込みますから御意見をいただきたい、ということで御理解いただきたいのですが。

唐沢会長

御理解いただけますでしょうか。

笠井委員

理解できませんね。

唐沢会長

他の方どうですか。

出澤委員

中身を拝見すると、私たちが話し合ってきたことが十分盛り込まれているように思いますので、いま提案された事について御意見をいただければいいのではないかと思いますけれど。

小坂委員

中身に入るのなら、これは出澤さんの御意見であり、私どもは私どもで又別の意見がありますから。

ただ今入り口の問題で、基本的な問題で議論になっているわけですから、これに対し一応この審議会の見解をきちっとしておかなければいけないのではないのか。

なぜまちづくり条例としてできたのか。こういうことが笠井さんの御意見があるわけでしょ。景観条例の見直しでいいのではないか、十分いけるではないか。なぜそうやってきたのか。しかも、まちづくり条例というのは市町村がやるべき問題ではないですかという御意見ですが、市長さんもおいでになられますし、御意見がおありだと思えますけれども、私もこの辺、同意見であり、中身は別で議論しましょう。そうしないと前へ進まないのではないのでしょうか。

笠井委員

中身は景観条例の改定の中で出てきたものですから、中身は。

ですから景観条例の改定の方へ当然盛り込んでいくのだろうと我々理解してきたのですが、ところが突如として、同じ内容のものが別の新しい条例と言うことで出てくることは私、理解できません。

唐沢会長

ほかにございますか。はい久米さん

久米委員

建築管理課さんの方で、こういう説明をいただければいいのではないのでしょうか。

こういう議論の中で思ったのは、なぜまちづくり条例の中に景観条例の内容を入れた方がより良いのかという御説明がある方が、分かりやすいのかなと思ったのですが。

単独でそれぞれ存在していても問題ないですよ。たぶんより良いから入れたのではないのですか。ほとんど同じ内容のものを向こうでも審議されるし、リンクするし、より一緒にした方が建築基準法のからみや都市計画法のからみでより推進しやすい状態を作るので、景観条例をまちづくり条例の中に盛り込んだ方が、より景観的な施行を県や市町村で指導しやすいから、という説明があれば皆さん納得するのかなと思ったんですけれど。

それと別の意図があるのかあるのか分からないんですけど。その中に盛り込まれる目的として。

唐沢会長

私も思ったのは、制定の背景の中の2番目にある、まちづくりの中心となるべきコモ

ンズの意見を活かしということがあるのですが、これが基本的な考え方を大きく展開した問題ではないかと。

今まで住宅部の建築管理課が中心となって景観をやっていたんですよね。今度企画局の地球環境課ですか、という形になってくると、これが活かされ中心になると。ですから先ほど笠井さんからあったけれども市町村のまちづくり条例というものと、今後どういう形で作っていけばいいのか、そういうことにも若干関わりを持ってくるかなと思います。

小坂委員

会長ね、いま久米さんの御意見に関連するんですけども、確かにいま、会長の御説明がありましたが、要するに景観に対する考え方がだいぶ違ってきているという中で、変わってきていることは、みんな認識しているだろうと思うんですよね。これは感情とかいろんなどころまで非常に広範囲に取り上げられているわけです。知事もおそらくそういう考え方があったんだろうと思うんです。

ですけれどもそれはどういう整合性があって、どういうことだからこのように提案するんだと言うことをもうちょっと、しっかりした根拠に基づいて御説明あって、そして納得してかなければ、これはなかなか理解できませんね。

そういうことを思いますが。

笠井委員

今の国会に景観法は出るのですよね。この景観法で当然県の景観条例も、これとの関連でもってまた見直さなくてはならない事が出てくると思うのですよね。

今まで建築基準法とかで縛られていたものが、今度ちゃんとした法律の拠り所が出て来るという形で、より県の景観条例の方をちゃんとしていかなければならない状況にこれからなっていくのではないかとと思うのですが、その時に、同じような形でまちづくり条例がでてきてしまった。唐突に、今日、唐突に。私は少なくとも。

全面的に景観条例を廃止するという話になってきますと、これはちょっと、もうちょっときちんと整理していただかないと。

今後のことも大きく関わってきますし。

小坂委員

中身のことで申し上げますと、いま関連しているのですけれども、いろいろそこに入る余地がありませんけれども、この16日の月曜日の日に国会に諮られるということを私ども承知しております。

いまお話のように、この中身、十分活かされている面もありすし、活かされていない部分もありますが、まだ十分と私ども思いません。

おそらく国会を通ると必ずこれは屋外広告物条例の改定をしなければならない。あるいはこの条例に関係してくることもあります。これは非常に合っているわけで、同じ時期にこれを行っているわけですから、どういうふうに対応していくかということもあると思います。

もう一つこの中身の事になりますと、さっき非常に良いとおっしゃったけれども、非常に問題点がたくさんあるような気がするんです。新しく制度としました点で、いくつかある。

住民協定と推進地域の整合性がいいのか、どうなのか。罰金を含んだ今までなかったのが今度初めて出ます。

今度新しい国の法律ではでることになりましたが、それとの金額の違いがどうなるのかという問題。またマスターアーキテクトなどという制度が、日本では初めてですね。それから景観資産なんていうのは初めてですね。

ここで位置づけているのは。そういうものとして長野県はここが違うんだと、これがやはり国と違うんだ、ということをしかりした考え方を述べていただかないと、これはちょっといくつか問題がありまして、これは中身のことで申し上げますと長くなりますが、いまそういう気持ちでいます。

唐沢会長

はいどうぞ。

小林企画幹

いくつか論点があるかと思いますが、最初に市町村条例との関係から、お話し上げたいのですが、要綱案の第61を御覧頂きたいんですが、21ページですが。

先ほど第61で市町村条例との関係という条項を設けまして、市町村の条例でまちづくりの推進に関し、第3章から第5章これは大規模行為の届出から特定推進地区まで、具体的な規制が関わる部分ですけれども、ここに規定する手続きを経た場合と同等以上の効果が期待できる内容が規定されているものが施行されている市町村として規則で定める市町村の区域については、これは同等以上のものが施行されているということを規則で明記するという意味でございますけれども、規則で定めるところにより第3章から第5章までの規定の全部又は一部を適用しないという形で、市町村条例が優先されるという扱いができるような条文を持ってきてあります。

ですから当然飯田市さんの方でより厳しい内容のものを検討されていて、それが施行された暁には、この手続きを経て県条例はそこでは適用されないという取り扱いができるものと。

それから景観法との関係なんですけれども、いくつか関連するものがあると思うのですが、まず第1に景観法の中でも命令・罰則までいける制度を作っております。その上限がこちらで考えています懲役1年、罰金50万という上限には結果的に同じ形になっております。ただ個々の中身で関わる部分で、調整しなければいけないと思っているのですが、結果的に上限が同じで国では考えているようです。

しかしながら国の方が法律単独では命令・罰則までは行けない制度になっていまして、命令罰則を行うためには、市町村の条例が必要だという形になっております。ですから景観法を利用して、そういったところまでいく場合であっても、必ず条例は必要になってくるということがいえます。

更にいくつか細かな点なんですけれども、景観法が出来るのであれば、そっちを利用

すべきではないかというような向きの話だと思っんですが、いくつか差がございまして、景観法の中では具体的に条例を作った場合に建築物と工作物に対しては命令・罰則の対象になるという事が書いてあります。これは残念ながらこちらの条例ではそれ以外のものすべて、景観に影響を与えるものすべて、例えば、物品の集積場であるとか、土地の形質変更というものを対象に考えているのですけれども、景観法だけを利用した場合にはこうしたものは対象からはずれてしまいます。

更に景観法の方でまず前提といたしまして、まず景観計画というものを作ってその対象地域内だけそういったところまで行けるとい事なんですが、これは条例では大規模行為に関しては全県ということで考えているんですが、景観法の方ではエリアが限定されてしまう。

更にもう一つ問題だと思うのは景観法の中では条例を定めて命令を行う対象を限定する形になっておりまして、それ以外のものは勧告を行うという整理になっています。これは、こちらの条例ではまず助言・指導を行って段階を踏んで勧告を行って最終的に勧告を行ったものの中で、著しい支障のあるものについて命令まで行くということを想定しているのですが、国の場合はまず最初に対象で、これは勧告を行う対象、これは命令を行う対象というふうに分けられてしまっていて、命令であればいきなり命令から入るとい制度になっております。ですからきめ細かな指導ができないのではないかなと感じております。

なおかつ、もう一つ問題なのは、更に命令を行うまでに原則30日以内に行わなくてはならないことになっておりまして、これは合理的な理由があるときは90日まで延ばせるということなんですが、いずれにしても、大きな規模のものになって具体的やり取りをしなければいけない案件の場合には仮に90日としてもちょっと短すぎるのではないかな。それもいきなり命令からいくわけですから。

こちらは一応6か月ということで考えております。6か月の間に助言・指導を行い、勧告を行い、最終的には命令までということ想定しておりまして、できるだけ自主的に助言・指導なり勧告の段階で業者の方に自主的に計画を変更していただくという事を原則として考えております。

これが国の制度ですといきなり命令ということになってしまうので、ちょっとその辺も利用しづらい形になっているかなという気がしています。

笠井委員

途中ですけれども、こういうこの条例の中身の話をここでもって議論するようなことではないと思っております。

小林企画員

すみません、それからこちらの景観審議会の方で答申いただいた内容と、その結果として出来てきたまちづくり条例というものが、景観条例の改正ではなくて、全然違うものではないかという、入り口での御指摘ですけれども、答申の中でもまちを育てる視点から条例検討が必要だという経過がございまして、先ほど酒井の方から御説明しましたけれども、前提づくりが必要ではないかという部分に関しては、今回この条例には盛り

込まなかったのですが、経過といたしまして、事前調整というものを答申を踏まえて同じ条例の中に位置づけようということを最初の時点では考えていました。

それが昨年、年末ぐらいまではそういった形の条例を作ろうと検討していたんですけども、なかなか事前調整ということになりますと、景観ということ幅広く解釈すると、自然環境とかこういったものも含めて考えた場合にあまりにも景観というものを広げすぎてしまうのかなと。

それと、他の部分を踏まえて意見調整する場合には、やはり別建ての条例にした方がいいのではないかなという中で、結果として切り離れた経過がございます。切り離れた部分の事前調整に関する条例に関しては2月にはちょっと間に合わないということで、6月以降を目指してという形になるかと思うんですが、そういった経過の中で土地利用全般に関するという観点で、企画局の方で検討してきたという経過がございます。

ただし、先程も申し上げましたように、建築管理課の景観係の皆さんにも兼務でうちのグループに加わっていただきまして、グループとして一緒に検討いただいたということがございます。

それで、なぜ景観条例の改正ではなくて新たな条例なのかと、新たな条例にする必要はないのではないかと、というお話かと思いますが、先程も申し上げましたが、いずれにしても県の自主条例ですので、やり方としては景観条例を名称からすべて改正していくと例えばどの条が削られて新たにどの条がつけ加わるというやり方は取れます。それはあくまで手法の問題ですので、このまちづくり条例、この中身をそっくりですね、景観条例の改正という手法でやることは可能かと思えます。

ただ、そういった経過も踏まえて、それとこれを例えば新旧対照表で景観条例が旧で新たな条例が新という、新旧対照表で表した場合に、かなり中身が変わっているというか、拡充されているという部分がございますので、基本的に景観条例の中で言っていることは全部盛り込まれている形になると思えますし、答申で言っていた事柄も、先程の事前調整が抜けてしまったということもございますが、かなり踏まえて検討させていただいております。

ですから、やり方として、新旧対照表でいけば旧のところには景観条例の条文が全部入って、新のところには新たなまちづくり条例が入って、これは景観条例の改正という位置付けで議会にかけます、というやり方も出来ますけれども、それは却って分かりづらくなるのではないかな、ということで今回は新たな条例として提案して、ただしその繋がりを示すために附則の方では、この条例の制定に伴い景観条例を廃止する、と。ですからそれは結果的に繋がりがあると、いうことを示しているわけなんですけれども、そういった位置付けで今回は提案をさせていただきたいということで2月議会に望むということで現時点では考えております。

ですから、おっしゃるとおり景観条例の改正というやり方を取ればいいのではないかと、ということが全く不可能だということではございませんので、そういったやり方もあるかと思うんですが、結果としてそれは県民にとっては分かりづらい内容になってしまうのではないかなと、ということでこういった新たな条例を策定し景観条例を廃止すると、いう手法をとらせていただきたいと考えています。

笠井委員

長いことご説明いただいて結局よく分からないのは、そういう経過はあったかもしれませんが、少なくともこのまちづくり条例の中身は、昨年この審議会の中での小委員会で議論した事柄が反映されている訳ですよ。ということは、景観条例の改定の流れに沿って行われてきたことなんですよ。それがなぜ、まちづくりに関する条例という新しい条例でなければいけないのか、どうして今までのと同じように景観条例の中でいけないのか、そこが依然として疑問が残るわけですよ。それから県民に対して分かりにくいとおっしゃいますけれども、新しい条例となおかつ今までであった景観条例を改定しないで中身も同じような新しい条例が出てくる、こっちの方がわかりずらくなるんじゃないですか。

ここでもって分かりにくい以上、普通の人はずっと分かりにくいんじゃないですか。

中村住宅部長

笠井さんのお話なんですけど、こちらの要綱ではなくて本物の、仮称の、10何ページなりにわたっているこちらを見ていただくと分かりますように、少なくとも景観を包含したもっと広いまちづくりということはこの条例は規定しているんです。

久米委員

すいません、景観条例とあと何の条例が組合わさってますか。

中村住宅部長

組合わさっているんじゃないんです。新しいまちを造ろうと、こういうかたちでまちを造っていこうという条例を企画局の地球環境課で創ろうとしています。

笠井委員

それは景観条例の議論の中に入っていた話ですよ。

中村住宅部長

そうなんです。そういうものを今作ろうとしている訳です。それは、当然景観も含めてほかのまちも含めて、すべてを含めたまちづくりという大きなものがあります。それがまちづくり条例案として今説明したものです。でその中に、見てみますと私ども景観条例の改正ということで一昨年度9月から皆さんにお願いしてきたことの景観に関する部分は全部、そこに入ってます。ただ、入ってないのは事前調整の一部分についてはどうもこのまちづくり条例の中に入れていただくことは出来なかったけれども、それ以外のことは全部入れていただきましたからご了解をいただきたい、ということでございます。

唐沢会長

滝沢さんどうぞ。

滝沢委員

2つありますが、まず県民に対して分かりづらいというお話が出ましたよね。でもこの関係している事で、県民の方々は報道の方とかいろんな方々からお話を聞いて、段々理解していくんだと思いますが、一番こここのところで考えてきた私たちがこれだけ混乱していて県民の方が分かるんだらうかというのがまず一点。

それからもう一点は、田中知事は情報はたくさん言わなきゃいけないとか、いろいろそういう情報の事について閉鎖的ではなくて皆に公開しながら、分かりやすくやっていかなきゃいけないということをいつもおっしゃってました。そういうことに対して県民の方々も一票を投じたんだと私は考えております。

でも、今部長さんがおっしゃっているこの会議の経過ですね、それからここで突如としてこれがでてきたといった、情報ということについてはですね、私どもここまで来るまでに「それはえーっ？」という混乱を招くだけのことで、ちっとも公開的な部分のところが、自分たちがタッチしなかったのがいけないのかということではなくて、公開的なことではなかったなあと、さっきからお話を聞いていて私などは頭脳明晰ではないので、非常に混乱してですね、どこがどこいってどうなるのか、ということで単なる読み合わせだったんですが。

もう少し透明的な事の、経過処置という事ではなくて答申のところである程度、住宅部の方々と地球環境課が一緒になっていくということが既にその段階であった訳じゃないですか。

唐沢会長

なかったんですよ。

滝沢委員

えっ？なかったんですか。途中でそれも浮上してきたんですか。

小林企画幹

多分、6月18日の時点ではなかったと思います。

滝沢委員

え、そうなんですか。

久米委員

これは建築管理課でまちづくり条例は施行して行くのですか。
どこが担当部局なのですか。

唐沢会長

新しい条例ですからね。

久米委員

地球環境課ですか。
合同でやるのですか。

小林企画幹

今の経過なのですけれども、答申を6月18日にいただきまして、建築管理課の方と地球環境課でも建築の担当が一人おりまして、一緒に検討してきた訳なんです。で10月10日に我々のグループが出来まして、要するに法的な観点での検討と、あと先ほど申し上げましたように事前調整という事が入りますと、事業全般に係る調整も必要ですので、そういったことから企画が担当しているということで、10月10日にまちづくり法制グループが出来ましたけれども、ただ、当然そこではこれまでの議論の経過も引き継いでますし、その時点でグループに建築管理課の皆さんも兼務で参加いただいたので、メンバーとしても一緒にやっております。

それと先程来申し上げておりますが6月18日の当審議会での答申内容を前提に検討しておりましたので、まったくそれまでの経過を無視して10月10日にいきなりグループで検討を始めたということはないわけなのですけれども、ただ6月18日の時点でそういった組織を立ち上げたということではないのですけれど。

滝沢委員

答申を出しましたよね。

結果的にその結論が出ないうちに違う話がこういうふうになってきているからみんな混乱が起きてくると思うのですけれども、それは私個人の意見なのですけれど、ちょっと景観審議委員に対して失礼じゃないかなというふうに、私はちょっと思いました。

結論が出ないうちに次の話がこうなってくる。ここのところがわからないのに、私これだとちょっと審議会に対して失礼じゃないかと思いました。

唐沢会長

はいどうぞ。

小坂委員

関連ですがね、さっき説明の中では、わかりにくい、理解が県民にいただけないという関係だからまちづくり条例にしたという説明ですね。端的にいいますと。

しかしいままで10年間、これはあらゆる点の中で、あらゆる行動の中でもそうですが、景観計画ということをお県民にどのくらい訴えてきたか。非常に県民の皆さん景観に対する理解も大方行き届いたのではないのでしょうか。だから見直しというのがあったではないですか。

もう一つ国ではどういうふうになっている。景観法ですよ今度は。景観緑の三法というのですよ。これだって完全に景観ということを出して一番大事なものとして植え付けているじゃありませんか。これに対してなぜ景観という言葉は抜いていくんですか、ということにもなるのです。

だからさっき笠井先生がさきほどおっしゃった狙いは、もしかこういった事でどうし

てもこういうふうにくんだという事なら、その根拠を審議会へきちんと説明して、皆に了解を取って、その上でこの案を作るべきだと私どもは考えます。

笠井委員

そのとおりですね。

唐沢会長

部長ちょっと待って。皆さん意見が。

中村部長

この関連で。

唐沢会長

この関連ですね。では部長

中村部長

小坂委員がおっしゃることはその通りだと思うんです。ただ私ども景観条例を進めて来ました。景観条例を進めて10年たって、これこういうことで改正をお願いしたいんですがどんなものでしょうかのご意見を伺いましたそのことを、景観という名前があるかはともかくとして、そのことを包含した新たなものができるということに関しまして、確かに直接こういう事で云々はなかったのですが、前回の7月の委員会の時も、そういう形で企画局の方でもっと大きな意味の条例の改正が進んでいます。それに対して整合性をとらなければいけない部分が出て来ていることは説明しているのです。

ただそれが、景観条例よりかも、ちっちゃなものになるならそれは説明してこうなるから勘弁してくださいということを申し上げなければいけない訳であります。

しかし私どもとすれば、当然景観も含めた大きな意味のまちづくり条例の中に、今まで御審議をして来ていただいた事がそっくり入る訳ですから。なおかつ、もっと広い意味でまちづくりを推進できるということになれば、私ども7月の時にそこまでの説明はしてないですけれども、企画局の方でも、そういうことで進んでいますと。それはいつかの段階で整合性を取るようになったとき説明をしなければならぬというふうな事は申し上げたと思うのです。

したがって景観条例で御審議をいただいて来たことが欠落して、答申がそちらに行かないという事なら、私ども景観条例を守らなければならない。それを進めなければいけない。

しかしそれを含めより大きい立場で運用できる事になったわけですから、私どもそのことに関しては審議会を無視してやっているというふうになんとも意識はしていなかったもので、その辺は御理解いただきたいと思います。

小坂委員

それは部長さんね、そういうふうの説明されたことがあったかもしれませんが、これ

は皆さんやっぱし、しっかりと受け止めていない人もいると思う。

その時にどの程度説明があったか。そういうことが笠井さんのお話の中で言われていると思います。

景観という問題というよりもまちづくりの条例にしたというのが県民にわかりやすいんだと、あるいは理解いただけるんだと、こういう説明ですから、いや景観という問題は、ものすごく県民に行き届いたんじゃないんですかということをお願いしたんです。それは御理解いただきたいという意味ですね。それから失礼があったというお話の中には、もう少しこれしっかり、その時大事なことなら、これだけ議論がね、入り口で議論しなければならないということであれば、もっとやっぱしそれをしっかり説明して、こういうふうに行きます。みなさん御理解いただけますねと。

わたしどもこれをもらった時にほんとにとんちんかんですね。ほんとにこれもらってどういうふうになるのだという気がしましたね、正直申し上げますと。

だから非常にその辺の説明が行き届いていなかったという感じは個人的にはいたしております。

唐沢会長

はい、では新井さん。

新井委員

今、住宅部長さんが言ってくれたもんですから。まちづくり条例というのは分かりづらい。中身は良いんだけど条例の名前が唐突に出たから分かりづらい。そういう御理解でいいのか。

小坂委員

いや。これは説明者がそういう説明をしたからと、こう言っているんです。まちづくりの方がわかりやすいんだと。県民の方に。だからこんな条例の名前をこういふうにしたんですと。こういう説明があったでしょ。県から。だからそれはいかがなものかと。そういう一方的に決めつければいいのかと。これは県民の皆さんは景観というものに対し、国の法律も景観、緑の三法とこういう法律にしますけれども、景観というものが全面的に出ています。

新井委員

そういう流れはあるにしろ、実は特別委員会でしたっけ、中でも、まちづくり条例という形で出てくるかもしれないと言う話もあったんですよ。実は。その時僕が言った意見は、まちづくりと条例という言葉はゴロが悪いよとはっきり言ったんですよ、実は。まちづくりというのは自発的に、地域の人たちが自分たちのまちを良くしたいというものに対して、条例というゴロは非常に合わないのではないかと確かに言いました。

それを条例特別委員会の見直しの中で、やはりいくら法律を作っても、そこで住む人たちが自分たちのまちを良くしたい、美しくしたい、将来に渡っていいものを残していきたい、といった気持ちが高まっていかない限り、基本的に良い景観が生まれてこない

のではないかという話の中で、景観づくりイコールまちづくりだとか、住民の意思というのはもう、車の両輪のような形で考えていかないと、景観条例の見直しの中で、条例の評価とかにとどまらない改正というか、見直しをしていかないと、地に足はつかないよというような話もされてきたわけですよ。

ですから色々経緯はあるにしろ、何か納得できるまちづくりの部分と、きちんと法律でそれを保障していくという部分が納得できる形の、名前なり、そういうものになっていけば100歩譲れるかなと、いうところかなと思ったんですけど。

唐沢会長

はい。

はいどうぞ。

中村部長

その前に、整理させていただきたい。先ほど小坂委員の方から小林の説明の中で、こういうふうにした方が、県民や議会に分かりやすいということで、ちょっと誤解がありますもので。

小坂委員

あ、そうですか。

中村部長

といいますのは、景観条例をまちづくり条例に直した方が分かりやすいといった訳ではなくて、景観条例を、これをこういうふうに変更する、あれをこういうふうに変更するという、条例改正手続きのやり方をすると分かりにくいということを説明したものであって、条例を改正するときの手続きの方法として2つあるんです。

このやつを全部ストンとなくして、こっちにしますというやり方と、この条例を大半改正するんですけど、これをこういうふうにする、あれをこういうふうにする、とやっていってこういう新しい条例にするといって、こういう新しい条例を作るという2つの方法があるんです。

小坂委員

これはさっき聞きました。

中村部長

その時に、景観からまちづくりという、先ほど私が申し上げたように、小さなものから大きなものに、小さなものというのは語弊があるかも分からないんですけども、景観を包含した広い概念を取り入れると言うことなもんですから、手法のことではなくてもっと全然違った新たな概念を持ってきて、まちづくり条例とした方が分かりいいのではないですかと、小林が説明すればよかったと思うのですが、それを手法の問題と絡めてしまったものですからちょっと誤解をいただいたような気がします。

唐沢会長

お願いします。

奥谷委員

今の議論、手続的なことでね、中身も何も入る前の話を議論をして、時間だけすぎていく感じがするんですよ。さて手続きのなことでいきますと、手続きの出発すればいいということで。この審議会に諮問したんですよ、景観条例の改正ですか。これを取り下げるといいますか、そういう手続きもされたんですよ、この審議会です。それからおそらくこの条例が成立しますはね。そうするとこの景観審議会はなくなるんですね。まちづくり審議会に名前が変わって組織がかわると。それも含め教えてください。

中村住宅部長

景観条例に関して先程話が出ました4つの観点から見直しすることについては、答申をいただいておりますもので、それに従ってそれを含めたかたちでまちづくり条例を造っている部所に対して、これこれこういうことをお願いします是非入れてくださいということで要請してありますもので、手続きからいくと、最初あいさつを申し上げましたときにきちんとその辺を申し上げればよかったんですけども、答申をいただいてそれをもって景観条例を改正するというかたちではなくてそれを含めた新たな条例を造るということでご理解をいただきたいと思います。

奥谷委員

この審議会の存在はどうなるんですか。

中村住宅部長

それと新たな条例ができた段階で景観条例そのものが廃止になりますから、その段階で廃止にかかります。

唐沢委員

この議論もそろそろ時間があれですから、中身に入りたいと思いますが。

笠井委員

今の奥谷先生の手続き論の問題とおっしゃいましたけれども、これは手続き論の問題じゃないと思います。最も基本的な問題が議論されているんだと思います。つまり今までの現行の県の条例を改定するというような形でもって審議をしてきたわけですね、それをいとも簡単に、こちらが質問したからこそ景観条例は廃止しますということも出て来るんであって、廃止するような景観条例をなぜ今まで審議してきたのかというところまで戻っちゃいますからね、要するにまず議論というのは基本的な問題が関わる問題ですので、単なる手続き論で解決するというような問題じゃないと思いますよ、これは。

小坂委員

これ、ちょっと会長、今日は3時というご案内でしたよね。あといろいろ予定があるんです。したがって今日この中身について全く議論ができませんね。ですからもう一度開いていただいておりますというの一点。

奥谷委員

我々は中身について議論する責務は負ってないんですよ。これは報告ですよあくまでも。

小坂委員

だけど部長が意見を求めてらっしゃるんでしょ、これに対して。ですから意見をいう時間がないということです。それからもうひとつですね、一番今、笠井先生もいろいろご議論はあるでしょうけれども、まずこの名前の問題が大きく問題が出てくると思うんです、正直言って。名前が、この中に全く景観というのが出て来ない。要するにその信州の美しい豊かな風景の育成うんぬんとか、名前の検討を含めてもう一回事務局として何か別の案が出るのかどうか、もう一度やってもらえるのかどうか、今日はちょっとある程度の時間が来ているので、その辺どうなんでしょうか。

出澤委員

これは私ひとりの認識かどうかわかりませんが、ずっと特別委員会を組ませて、景観というのはこれから景観ひとつだけで絞ってはいけないという議論が確かあったと私認識しています。そのなかでやはり景観を含めたまち全体の問題であるということで、まちづくりという言葉は何回も出てきたように思っています。そういうことであるんな、例えば建築基準法だけ都市計画法だけということだけでなく、全体を包括した法律的な体制の中でひとつの条例を作ろうという考え方があったことも私自身は認識していますので、今お話が出ている中で確か言葉の上ではまちづくりという言葉がぴたっと来ないのかもしれませんが、この中身を拝見しますと景観について非常に事細かく説明しているので、今先生方議論されていることが私はちょっといまひとつぴたっと来ないんですが、原則論に立てばということかもしれませんが、私はもうちょっと前向きに議論していただければありがたいなと、いうふうに。パブリックコメントを出すために中身について私なりに精査して読ませていただいて、中身について2、3今日申し上げたいなあと考えて今日来た訳ですが、残念ながら時間がないんですけれど、特にマスターアーキテクトの問題についてちょっとまだ理解出来ない部分があったりするんでその辺もお聞きしながらご意見したいなというふうには思っていました。ただ、いずれにしてもまちづくりという言葉と景観という言葉がそんなに乖離しているのかなあというふうに私自身思うんで。

それから一番は今までこの委員会の中で情報が足りなかったというご意見もございましてけれども、私は私なりに情報を掴みながら景観条例の改正についてきちんとしたかたちがとられていたのではないかなというふうに思ってるもんですから、ちょっと先生方の意見と違うんですが。

唐沢会長

ありがとうございました。

それでは大変貴重なご意見をいただいた訳でございますが、大体今日の審議の時間が終わる訳でございます。基本的には先程ございましたように、このまちづくり条例については報告という形の議題になってます。ですから聞いておけばいいのかなと思いますけれども、いろいろなご意見の中で今日まで景観条例というもので私どもが一年どのくらいに渡って審議をしてきた、その答申に基づいているんだということですけども、いわゆる基本原則の中でちょっと行き来がある訳でございますけれども、今日はこの程度に止めさせていただきまして、まあ会議をこれから開くといっても恐らく時間的な余裕がないんじゃないかと思うんですね。ですから、それぞれの委員さんまだ条例が制定されるまでは任期がある訳でございますから、どうでしょうか、所管の方にそれぞれの意見があったら意見を提案していくと、提出するということがいかがでございますかね。やっぱり集まった方がいいかね。

笠井委員

集まることが可能なら、やっぱりここで議論することが大事。

唐沢会長

どうですか、事務局の方で、そういった時間がとれますか。

奥谷委員

これ報告でしょ。報告であってね、この審議会はそのうち廃止なんですよ、廃止。廃止寸前なんですよ。議論する義務なんてないんですよ。

唐沢会長

廃止？新しい条例が出来たときにね。

小坂委員

これねえ会長、皆さんね、温度差だってありまよ、だからダメですよ、そういうことを言われちゃうとね。温度差だって相当ありますよ、これ。小委員会で自分の意見言っていくつかのことをやってきた人と、そうでない人との違いもありますよこれ。だからその辺も含めて考えてもらって。せっかくこれ議論してきたんですから、円満にね、この会を最後にしたい、こういうことじゃないでしょうか。そうじゃなければみんなの、せっかく審議会委員になって、やっぱりその役目を果たさないということになりはしませんか。みんな一人一人やっぱり意見があっていいんじゃないでしょうか。

唐沢会長

問題はそういう時間が取れるのか取れないのか。

中村住宅部長

努力してみます。

唐沢会長

そうですか。それでは県側の方で努力をされるようですので、そのような方向で宜しく。また皆さんその間にご意見ございましたら事務局あてに文書なり何なりでご提案をいただければと思います。なるほど中身について私もまだ意見があるにはあるんですが、非常に基本的な問題で終始をいたしまして、司会が下手で申し訳ございませんでした。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

3時15分終了